

沖縄県感染防止対策認証制度実施要綱

改正 令和3年7月2日

改正 令和4年1月20日

(目的)

第1条 この要綱は、事業者が実施する感染防止対策について県が認証する制度を設けることにより、県民及び国内外からの来訪者が安全に安心して対象施設を利用できるようにし、もって「安全・安心の島沖縄」の形成に資することを目的とする。

(対象施設)

第2条 認証制度の対象となる施設は、次に掲げる営業を行う施設であって、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）である者又は法人であってその役員のうち同号に規定する暴力団員である者がいるものが営む施設を除いたものとする(以下「対象施設」という。)

- (1) 食品衛生法(昭和22年法律第233号)に定められた許可を受けた飲食店で行うもの(施設内で飲食させるものに限る。)
- (2) 旅館業法(昭和23年法律第138号)に定められた許可を受けて行うもの。

(基準)

第3条 知事は、対象施設において取り組むべき感染防止対策に係る基準(以下「認証基準」という。)を別に定めるものとする。

(申請)

第4条 認証を受けようとする事業者は、対象施設ごとに、自らが実施すべき感染防止対策を認証基準に沿って定め、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事に申請するものとする。

(認証等)

第5条 前条の規定により認証の申請があったときは、知事(又はその委託を受けた者(以下「知事等」という。))は、提出された書類を確認するとともに、実地調査を行うこと等により、申請の内容を審査するものとする。

- 2 知事は、前項の申請が認証基準に適合していると認めたときは、当該申請に係る対象施設についてその旨を認証するものとする。
- 3 知事等は、前項の規定により認証したときは、当該認証に係る事業者(以下「認証事業者」という。)に対し、認証した旨を通知するとともに、認証した旨を表す認証ステッカーを交付するものとする。

- 4 知事等は、第1項の申請が認証基準に適合していないと認めるときは、当該申請に係る事業者に対し、認証しない旨を通知するものとする。この場合において、知事等は、認証しないこととした理由を示すよう努めるものとする。

(認証ステッカーの利用等)

第6条 認証事業者は、認証された対象施設(以下「認証施設」という。)において認証ステッカーを利用(当該認証施設に認証ステッカーを掲げることをいう。以下同じ。)するとともに、その広告物等において「沖縄県感染防止対策認証店」の名称を使用することができるものとする。

- 2 認証事業者は、その者の責めに帰することができない事由により認証ステッカーを汚損し、又は亡失したときは、書面により認証ステッカーの再交付を求めすることができる。

(変更の報告)

第7条 認証事業者は、認証施設の名称、認証に係る感染防止対策の内容その他認証に係る事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面により又は電子情報処理組織を使用して、知事等に報告するものとする。

(調査等)

第8条 知事等は、必要があると認めるときは、認証施設を調査し、認証に係る感染防止対策の実施状況を点検することができるものとする。

(認証事業者の責務)

第9条 認証事業者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 認証に係る感染防止対策を誠実に実施し、及びその従業員に実施を徹底させること。
- (2) 認証ステッカーの適正な使用及び管理を行うこと。
- (3) 知事等が行う認証施設に係る調査に協力すること。

(認証の辞退)

第10条 認証事業者は、その認証施設が認証の要件を満たさなくなると見込まれるときは、あらかじめ、書面により又は電子情報処理組織を使用して、認証の辞退を申し出るものとする。

- 2 前項の申出をした事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、及びこれを廃棄し、並びに「沖縄県感染防止対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

(認証の取消し)

第11条 知事は、認証施設が認証の要件（県が行う営業時間短縮要請等への協力を含む）を満たさなくなったことを確認したときは、当該認証事業者に対して改善を要請し、又は認証を取り消すことができるものとする。

2 知事等は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された認証事業者は、遅滞なく、認証ステッカーの利用をやめ、これを廃棄し、並びに「沖縄県感染防止対策認証店」の名称の使用をやめなければならないものとし、かつ、認証の要件を満たしたことを確認できた日から、1か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の一時停止)

第12条 認証施設の従業員又は利用者のうちから新型コロナウイルス感染症の患者が発生したとき(以下「患者発生時期」という。)は、知事は、当該認証施設における認証の効力を一時停止することができるものとする。

2 知事等は、前項の規定により認証の効力を一時停止したときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証の効力を一時停止された認証事業者は、直ちに、認証ステッカーの利用及び「沖縄県感染防止対策認証店」の名称の使用をやめなければならない。

(不遵守の場合の取消し)

第13条 患者発生時期において、その原因が認証に係る感染防止対策の実施を怠ったこと又は認証事業者若しくはその従業員の故意若しくは過失によるものであることが明らかとなったときは、知事は、直ちにその認証を取り消すことができるものとする。

2 知事等は、前項の規定により認証を取り消したときは、当該認証事業者に対し、その旨を通知するものとする。

3 第1項の規定により認証を取り消された認証事業者は、遅滞なく、認証ステッカーを廃棄しなければならないものとし、かつ、取消しの日から6か月間は新たな認証の申請を行うことができないものとする。

(認証の効力の回復)

第14条 患者発生時期において、その原因が前条第1項に掲げるものでないことが明らかとなった場合は、当該認証事業者は、その認証施設を媒介とする感染拡大の危険性がなくなったと判断（保健所の指導助言その他の合理的な根拠に基づくものに限る。）できたときから、認証ステッカーの利用及び「沖縄県感

染防止対策認証店」の名称使用を再開することができるものとする。

- 2 前項の規定により認証ステッカーの利用及び「沖縄県感染防止対策認証店」の名称使用を再開しようとする認証事業者は、あらかじめ、その旨を知事に報告するものとする。

(まん延の防止等に関する措置との関係)

第15条 第4条から第11条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当するときは、知事は、認証の申請の受付を停止し、及び既に付与した認証の効力を一時停止することができる。

- (1) 沖縄県の区域内において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条1項第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置及び同法同条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置が実施されているとき。
- (2) 前号の措置に係る感染症のまん延の状況を勘案して、知事が、新たな認証を行うこと及び認証の効力を維持することが適当でないとき。

(免責)

第16条 県は、事業者が認証を受けられなかったこと、認証事業者が認証を取り消されたこと若しくはその効力を停止されたこと又は認証施設において感染症が発生したことによって、認証を受けようとする事業者若しくは認証事業者又は対象施設若しくは認証施設の利用者に生じる損失又は損害については、一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、認証制度の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

(制度の終了等)

- 2 この要綱に基づく認証制度については、新型コロナウイルス感染症の収束等の状況を勘案し、適切な時期に終了その他の見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、令和3年7月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月20日から施行する。